

懲戒に関する規則

宮城県古川黎明高等学校

(趣旨)

第1 この規則は、県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）第30条に基づき、生徒の懲戒について別に定めがあるほか、必要な事項を定めるものとする。

(生徒の懲戒)

第2 校長及び教員は、生徒の本分に反する問題行動があったと認められたとき、生徒の反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒は、特別指導及び懲戒処分とする。

(懲戒の対象となる問題行動)

第3 懲戒は、次の問題行動等に対し行うものとする。また、下記に示されない問題行動等についても対象とする場合がある。

- イ 犯罪・触法行為（暴行、傷害、窃盗、SNS等のものを含む誹謗中傷およびいじめ、盗撮、無免許運転等）
- ロ く犯・不良行為（飲酒、喫煙、深夜徘徊、無断外泊等）
- ハ 迷惑行為・不良交友（威圧行為、暴走行為、不純異性交友、家出等）
- ニ 学校秩序を乱す行為（校則違反、考査に関する不正行為等）

(特別指導)

第4 特別指導は、嚴重注意及び謹慎とする。

2 嚴重注意は、校長訓戒、生徒指導主事説諭および学年主任説諭とする。

3 謹慎は、校内または家庭において、問題行動を反省し、自己を見つめ直すものとする。

(懲戒処分)

第5 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

2 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。

3 停学は、生徒の出席を停止するものとする。

4 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- イ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ロ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ハ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ニ 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

(懲戒の手続)

第6 特別指導の申し渡しは、保護者同席のもと、校長が行う。ただし、嚴重注意のうち生徒指導主事説諭および学年主任説諭はこの限りでない。

2 謹慎は、生徒および保護者に対し、申し渡す。

3 懲戒処分は、生徒および保護者に対し、文書により命ずる。

4 謹慎および停学の解除は、生徒及び保護者に対し、校長が行う。

(謹慎及び停学の期間)

第7 謹慎及び停学の期間は、問題行動の内容及び生徒の反省状況等を考慮し、教育的見地からその都度定める。

2 校長は、懲戒に付された生徒の反省状況等を踏まえ、謹慎及び停学の期間を短縮することができる。

付 則

この規則は、平成25年4月 1日から施行する。

平成26年3月31日改訂